

質問に対する回答について

件名) 会津若松管理事務所管内橋梁耐震補強設計に関する基本契約 (その1)

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	<p>・基本契約条件書について 個別契約対象業務（設計業務①、設計業務②、設計業務③）の8. その他欄において、「記5・6・7の内容について技術提案の内容及び基本契約締結後に行う契約交渉の結果を反映する。」とありますが、設計業務①、②、③の個別業務の開始時期について、例えば3業務同時期の開始や、業務の難易度に応じて個別業務の開始時期を入れ替え（例：設計業務③を開始後設計業務②を開始する等）は可能でしょうか。また入れ替えが可能な場合、業務完了希望時期についてもそれぞれ協議により変更することは可能でしょうか。</p>	<p>各個別業務の開始時期は基本契約締結後の契約交渉にて協議することとします。なお、業務完了希望時期を越えることはできません。</p>
2	<p>・基本契約条件書について 基本契約締結後に行う個別業務の契約交渉は、担当する管理技術者がそれぞれ予定する時期に交渉するのでしょうか。または、一括で契約時期、期限、契約金額等を交渉するのでしょうか。</p>	<p>契約交渉の参加者は、技術提案に基づく履行内容、履行機関、履行内容に基づく参考見積の内容について説明、応答を行うことができる者とし、個別業務ごとに契約交渉致します。</p>